

流山都市計画高度地区における適用の除外、認定による特例及び許可による特例に係る手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により決定した流山都市計画高度地区における建築物の高さの最高限度に関する適用の除外、認定による特例及び許可による特例に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 市長は、市が定める都市計画における高度地区の規定書(以下「規定書」という。)第4項第1号から第5号までに定める適用の除外について、次の各号に定める規定の区分に応じ、当該各号に定める届出書及び図書により確認するものとする。

(1) 規定書第4項第1号から第4号まで 流山都市計画高度地区既存不適格建築物の適用の除外届出書(別記第1号様式)の正本及び副本並びにそれぞれ別表(1)の項に掲げる図書

(2) 規定書第4項第5号 流山都市計画高度地区適用の除外届出書(別記第2号様式)の正本及び副本並びにそれぞれ別表(2)の項に掲げる図書

(申請)

第3条 規定書第4項第6号に規定する適用の除外を受けようとする者は、流山都市計画高度地区適用の除外申請書(別記第3号様式)の正本及び副本並びにそれぞれ別表(3)の項に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 規定書第5項に規定する認定による特例を受けようとする者は、流山都市計画高度地区特例認定申請書(別記第4号様式)の正本及び副本並びにそれぞれ別表(4)の項に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

3 規定書第6項に規定する許可による特例を受けようとする者は、流山都市計画高度地区特例許可申請書(別記第5号様式)の正本及び副本並びにそれぞれ別表(5)の項に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

4 市長は、前3項の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)に対して、審査に必要と認める書類、模型等の提出を別に求めること

ができる。

(申請の取下げ)

第4条 申請者は、前条第1項から第3項までの規定による申請に係る承認、認定又は許可を受ける前に、当該申請を取り下げようとするときは、流山都市計画高度地区申請取下届(別記第6号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、申請取下届の副本及びこれに係る申請書その他提出図書の副本を申請者に返還するものとする。

(通知)

第5条 市長は、第2条の規定による届出を受理したときは、届出者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、第3条第1項の規定による申請を受理したときは、建築審査会の意見を聴いた上で、周囲の環境上支障がないと認めるときは流山都市計画高度地区適用の除外承認通知書(別記第7号様式)に、周囲の環境上支障があると認めるときは流山都市計画高度地区適用の除外不承認通知書(別記第8号様式)に、適用の除外申請書の副本その他必要な図書を添えて申請者に通知するものとする。

3 市長は、第3条第2項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る建築計画が規定書を満たすと認めるときは流山都市計画高度地区特例認定通知書(別記第9号様式)に、満たさないと認めるときは流山都市計画高度地区特例不認定通知書(別記第10号様式)に、認定申請書の副本その他必要な図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第3条第3項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る建築計画が規定書を満たすと認めるときは流山都市計画高度地区特例許可通知書(別記第11号様式)に、満たさないと認めるときは流山都市計画高度地区特例不許可通知書(別記第12号様式)に、許可申請書の副本その他必要な図書を添えて、申請者に通知するものとする。

5 市長は、都市計画法第79条の規定に準じ、第2項から前項までの規定による承認、認定又は許可に係る通知(以下「通知」という。)に際し、条件を付することができる。

( 工事の取りやめ )

第 6 条 前条第 2 項から第 4 項までの規定による承認、認定又は許可を受けた者(以下「建築主」という。)が通知を受けた後に当該工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(別記第 1 3 号様式)に前条第 2 項から第 4 項までの規定による通知書(以下「通知書」という。)を添えて市長に届け出なければならない。

( 変更 )

第 7 条 建築主は、通知を受けた後に当該建築計画を変更しようとするときは、通知書を返還し、新たに第 3 条の規定による申請をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる変更をしようとするときは、流山都市計画高度地区承認・認定・許可変更届(別記第 1 4 号様式)の副本に通知書を添えるとともに、正本及び副本にそれぞれ市長が必要と認める図書を添えて、市長に届け出ることができる。

- ( 1 ) 届出者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名又は事務所の所在地)の変更
- ( 2 ) 建築物の名称
- ( 3 ) 設計者若しくは施工者の名称又は事務所の所在地(個人にあっては、氏名又は住所)の変更
- ( 4 ) 建築物の敷地の位置の地番の変更
- ( 5 ) 変更後の計画内容が周辺環境との調和及び市街地環境の維持向上に支障がないと市長が認める計画内容の変更

2 市長は、前項の届出を受理したときは、周辺環境との調和及び市街地環境の維持向上に支障がないと認めるときは、届出者に通知するものとする。

( 取消し )

第 8 条 市長は、建築主が事前に報告をすることなく建築計画を変更した場合は、承認、認定又は許可を取り消すものとする。この場合において、市長は、流山都市計画高度地区における承認・認定・許可取消通知書(別記第 1 5 号様式)により建築主に通知するものとする。

( 委任 )

第 9 条 この規則に定めるもののほか、高度地区における適用の除外、認定による特例及び許可による特例に係る手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。